

# インドネシア進出企業の ビジネス法務実務（入門編）

黒田法律事務所  
黒田健二  
ユリア・クスマ・ウルダニ

## 投資に対する奨励措置（I）

対インドネシア投資の促進を図って、2007年投資法第25号に規定されるとおり、投資家に対する奨励措置がいくつか設けられています。こうした奨励措置は、投資家を煩雑な手続から解放し、新しい商品やサービスの分野における産業の育成を促進し、その発展を支援するものです。前記法律を最近制定したインドネシア政府は、その第18条に奨励措置の種類を具体的に記載しています。また、財務上の奨励措置は財務省の管轄において与えられますが、外国投資家の場合、その対象は法人に限られています。

奨励措置は、以下に説明するとおり、様々な形で与えられます。

Q1 輸入税に関して、どのような奨励措置が設けられていますか。

A1 インドネシア関税地域（インドネシアの関税法が適用されるインドネシアの領土をいい、独占的経済地帯区および大陸棚内の陸海およびその上空のすべてを含む）に持ち込まれる物品（国内使用を目的としない物品を除く）はすべて、基本的に輸入税の課税対象とな

ります。  
輸入品に適用される一般税率は、以下のとおりです。

- 1 輸入税—税率は、0%から170%の間で、輸入される物品の種類により異なります。
- 2 付加価値税（VAT）—税率は、0%から10%の間となります。
- 3 奢侈品販売税（STLG）—税率は、10%から75%の間で、物品の種類により異なります。

ただし、財務大臣決定No. 135/KM.05/2000（同決定No. 28/KM.05/2001により改定）に基づき、いくつかの輸入税減免措置が、外国直接投資（Penanaman Modal Asing・PMA）プロジェクトおよび国内投資（Penanaman Modal Dalam Negeri・PMDN）プロジェクトに関して認められており、既存のPMA企業およびPMDN企業もその対象となっています。前記財務大臣決定により、投資に関連して投資企業に与えられている優遇措置は、以下のとおりです。

- 1 産業（特定の分野に限定されない）の構築や発展に関連して輸入される機械類について
- ① 輸入税に関する優遇措置により、最終的な関税率は5%となります。
- ② 前記①に関連して、イン

ドネシア関税率表 (Buku Tarif Bea Masuk Indonesia - BTBM) で輸入税率が5%以下に定められているものについては、BTB M I記載の税率が適用されます。

③ 輸入税の低減措置は、その決定を受けた日から2年間適用されます。

すなわち、インドネシア国内で新規事業の立上げや既存事業の拡大をしようとする企業が、その目的のために機械類の輸入を必要とする場合、これら機械類に対する関税率は、2年間、5%以下にまで低減されます。

2 物品および材料の輸入について

① 産業 (サービスを除く) の新興を目的として、投資企業には、その設備能力に応じ、2年間、生産用の物品および材料に関する輸入税の低減措置が与えられます。対象となる物品または材料に関する輸入税低減措置の決定が下された日から2年間、最終的な関税率は5%となります。

② 産業 (サービスを除く) の推進を目的として、2年間で設備能力を30%以上拡大することを目標に掲げている投資企業には、2年間、増産目的の物品および材料に関する輸入税の低減措置が認められ

ます。対象となる物品または材料に関する輸入税低減措置の決定が下された日から2年間、最終的な関税率は5%となります。

③ 前記①および②に関連して、BTB M Iにおいて輸入税率が5%以下に定められているものについては、BTB M I記載の税率が適用されます。

また、インドネシア国内で生産された機器類を利用する事業の場合、前記の物品および材料に関する輸入税の低減措置が、2年間追加で認められます。これにより、輸入税低減措置の決定が下された日から合計で4年間、輸入税低減措置が与えられることとなります。

尚、インドネシア国内で初めて船籍登録を行う場合には、所有権移転手数料が免除されます。

Q2 課税に関して、どのような奨励措置が設けられていますか。

A2 投資企業が受けられる課税優遇措置には様々な種類があります。

1 2000年所得税法第17号により、以下のような課税優遇措置が認められました。  
6年間にわたって投資実行額

の30%まで課税所得控除を認めることにより、投資税を減免  
(2) 加速減価償却の導入 (内容は以下に説明)

a 有形資産の減価償却

非現金支出となる有形資産の減価償却は、損耗、経年劣化または旧式化により資産価値を減少させるものです。大半の資産は、時の経過に伴い価値が減少し、耐用年数が経過した時点で交換が必要となります。減価償却資産は、その耐用年数に応じて4つのグループに分類され、適用される減価償却率は、グループ毎に異なります。

投資企業は、減価償却費の計算方法を定額法と定率法のいずれとするか選択することができます

(ただし、建物に関しては定率法の選択は不可)。(表1参照)

b 無形資産の減価償却

無形資産の減価償却とは、特許や著作権などの無形資産について、その見込耐用年数期間を通じて、簿価額を段階的に減額して事業コストとみなし、これを一定期間毎に収入から差引くことにより、資産の収益と相殺する会計手続です。(表2参照)

特定のセクターまたは地域を投資対象とする外国投資家および国内投資家は、2000年政令第148号により、以下に従って有形資産および無形資産の減価償却計算表を活用すべきです。(表3参照)

(表1)

物的 (有形) 資産	耐用年数 (年)	計算方法	
		定額法 (%)	倍額定率法 (%)
I. 建物以外			
グループ1	4	25	50
グループ2	8	12.5	25
グループ3	16	6.25	12.5
グループ4	20	5	10
II. 建物			
恒久建物	20	5	
非恒久建物	10	10	

(表2)

無形資産	耐用年数 (年)	計算方法	
		定額法 (%)	定率法 (%)
グループ1	4	25	50
グループ2	8	12.5	25
グループ3	16	6.25	12.5
グループ4	20	5	10

(表3)

資産の種類	耐用年数 (年)	減価償却計算方法	
		定額法 (%)	定率法 (%)
I. 建物以外の有形資産 又は無形資産			
グループ1	2	50	100
グループ2	4	25	50
グループ3	8	12.5	25
グループ4	10	10	20
II. 建物			
恒久建物	10	10	
非恒久建物	5	20	

無形資産および有形資産の減価償却とは、前述のとおり、資産が生み出す年間収益を減額することにより課税対象額の減額を図る、税務申告上の手法です。

尚、2000年政令第147号に基づいて税制上の優遇措置を受けた統合経済開発地域 (Kawasan Pembangunan Ekonomi Terpadu - KAPET) 内の納税者には、前記政令は適用されません。

(3) 欠損金の繰越を10年までに延長

所得税法第6・2条では、欠損金を5年間繰り越して収益と相殺することが認められています。2000年政令第148号の規定は、特定のセクターまたは地域における投資企業に対し、この繰越期間の延長を認めるものです。その内容は以下のとおりです。

- (a) 「ハイリスク」に分類される事業分野への投資である場合、1年延長
  - (b) 事業拡大のために多額の追加費用を必要とする投資である場合、1年延長
  - (c) 一定数以上のインドネシア人を経営陣、スタッフまたは労働者として雇用する投資である場合、1年延長
  - (d) 事業の全体または大半が輸出向けである事業分野への投資である場合、1年延長
  - (e) 隔離地で実施する投資である場合、1年延長
- 前述条件を複数満たしている場

合、延長できる期間は加算されるので、繰越期間は最長で10年になります。

(4) 所得税法第26条に20%と規定されている配当金に対する源泉徴収税率を、10%に低減(ただし、関連する租税条約にさらに低い税率が定められている場合は、その税率を適用)

前述(1)〜(4)記載の所得税に関する減免措置の対象は、インドネシア法に基づきインドネシア国内に設立された有限責任会社で、インドネシア国内に事業拠点を有する納税企業に限定されています。

- 2 2000年政令第146号および2001年政令第12号(2003年政令第38号および2007年政令第7号)によりそれぞれ改定)の各政令により、特定の課税対象商品および戦略的商品の輸入または引渡し、並びに特定の課税対象サービスの提供について、付加価値税の免除が認められます。

特定の課税対象商品の例としては、政府機関が輸入する、もしくは引き渡しを受ける武器、弾薬、戦闘用車両、教科書、および宗教本が挙げられます。特定の課税対象サービスとは、公共交通機関の修理・保守等、所定の国有企業が受けるサービスです。また、戦略的商品には、家畜用、鶏用または

魚用の飼料やその材料の他、農作物や、プランテーションおよび林業の産物から採取される種等が含まれます。

Q3 製造品の輸出に関して、どのような奨励措置が設けられていますか。

A3 財務大臣決定No. 615/KM.01/1997及び同決定No. 580/KM.04/2003 (同決定No. 36/PNK.04/2005)より改定)の規定により、数多くの奨励措置が製造品の輸出に関して認められています。以下にその例をいくつか挙げます。

- 1 輸入された物品または材料のうち、輸出用製品の製造に利用されるものに課される輸入税の免除または還付
- 2 輸入された物品または材料のうち、輸出向け製造に利用される(輸入税が免除され)るものに課される奢侈品(材料を含む)を対象とする付加価値税および販売税の免除
- 3 同等の国産品が入手可能であっても必要に応じて原材料を輸入することの許可

国内入手が可能な材料の輸入に関しては、数多くの制限があり、そのような制限がない場合でも、

高い輸入税率が一般的に適用されることから、上記奨励措置はさらに重要と言えます。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家に相談下さい。

黒田健二 (くろだ けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、デューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ (Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学 (LIM) 卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。